

令和5年度2月分

市民生活・環境関係

件名	西白井駅前の屋外喫煙について
内容	<p>西白井駅へ向かう途中の商店街にある屋外喫煙所だが、一度市長の手紙で訴えましたが、変わらず灰皿のある場所から広がって464号沿い側で吸っている人が通勤時間に多数います。ただでさえあのあたりはタバコ臭いのに、更に少しでも風が吹けば強烈なタバコの煙のおいがやってきて、嫌な思いをします。なぜあの必ず通らねばならない場所のすぐ隣に喫煙所を許しているのですか。</p> <p>将来、受動喫煙で病気になるのが嫌なのではなく、ただちに服や髪、鼻の穴にタバコの煙のおいが朝から染み付いて一日中気持ち悪い思いをするのが嫌なのです。</p> <p>路上喫煙防止条例もない白井市が本当に情けないと思います。</p> <p>あの場所から喫煙所をなくすためならお金を払ってもいいと考えており、まずは喫煙者や商店街にどれだけの人が嫌な思いをしているか、路上で署名を集めたいと考えています。</p>
回答	<p>市では、西白井駅前商店街の屋外喫煙所につきまして、これまで灰皿の向きの変更や喫煙者のマナー向上を目的としたポスター掲示等に御協力いただき、周囲への受動喫煙に配慮した喫煙所の管理、改善をお願いしてまいりました。</p> <p>今般、御指摘いただいたことを踏まえ、通路側での喫煙を控えていただくなどの受動喫煙対策への協力を引き続き店舗へ依頼するとともに、受動喫煙に配慮した広報活動を行うとともに、西白井駅前の喫煙場所の対策については、具体的に検討を進めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>(関係課：健康課、環境課)</p>